

「地域・在宅看護論」 をカリキュラムに どう取り入れるか

今回の指定規則改正にて、統合分野「在宅看護論」から、基礎看護学に続く「地域・在宅看護論」へと変更されます。この変更は、単なる教育・科目内容の移動にとどまらず、「療養する人々」から「生活する人々」へと看護の対象そのもののとらえ方を転換した、看護基礎教育の大きな改革といえるでしょう。

本誌では2号にわたって特集を組み、この「地域・在宅看護論」の新たな枠組みを解説します。

後編となる本号では、「地域・在宅看護論」のカリキュラムへの取り入れ方を取り上げます。これからどのような看護師が求められるのか、そのために何を教えるか、また実習での学びを促す指導方法や実習先との調整などについても考えます。